

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-503391(P2005-503391A)

【公表日】平成17年2月3日(2005.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-005

【出願番号】特願2003-522527(P2003-522527)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/554	(2006.01)
A 6 1 K	9/22	(2006.01)
A 6 1 K	31/422	(2006.01)
A 6 1 P	25/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 0 7 D	281/16	(2006.01)
C 0 7 D	413/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/554	
A 6 1 K	9/22	
A 6 1 K	31/422	
A 6 1 P	25/06	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
C 0 7 D	281/16	
C 0 7 D	413/06	

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月19日(2005.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩からなる配合物。

【請求項2】

医薬として、同時に、順次または別個に使用される請求項1記載の配合物。

【請求項3】

偏頭痛または関連症状の処置のために同時に、順次または別個に使用される請求項1記載の配合物。

【請求項4】

偏頭痛の再発を減弱または消失させるために同時に、順次または別個に使用される請求項1記載の配合物。

【請求項5】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的に投与され、ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的にまたは経鼻的に投与される請求項1~4のいずれかに記載の配合物。

【請求項6】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的に投与され、ゾルミトリプタン

または医薬的に許容されるその塩は経口的に投与される請求項 5 に記載の配合物。

【請求項 7】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は錠剤として投与され、ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は錠剤として投与される請求項 6 に記載の配合物。

【請求項 8】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は急速溶融処方として投与される請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 9】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は制御、遅延または持続放出性剤形として投与される請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 10】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は、約 0.5 ~ 1.5 mg の単位用量で投与され、クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は約 5 ~ 50 mg の単位用量で投与される請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 11】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は 5 mg の単位用量で投与され、クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は 25 mg の単位用量で投与される請求項 10 記載の配合物。

【請求項 12】

クエチアピンの医薬的に許容される塩はクエチアピンフマル酸塩である請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 13】

ゾルミトリプタンおよびクエチアピンフマル酸塩からなる請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 14】

請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の配合物および場合により医薬用担体または希釈剤からなる医薬組成物。

【請求項 15】

医薬として同時に、順次または別個に使用される請求項 14 記載の医薬組成物。

【請求項 16】

偏頭痛または関連疾患の処置のために同時に、順次または別個に使用される請求項 15 記載の医薬組成物。

【請求項 17】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩および場合により医薬用担体または希釈剤からなる第一の医薬組成物、およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩および場合により医薬用担体または希釈剤からなる第二の医薬組成物。

【請求項 18】

偏頭痛または関連症状の処置のために、哺乳動物に同時に、順次または別個に投与される医薬の製造のための請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の配合物の使用。

【請求項 19】

偏頭痛の再発を減弱または消失させるために、哺乳動物に同時に、順次または別個に投与される医薬の製造のための請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の配合物の使用。

【請求項 20】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩の単位用量を低下させるために投与される請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 21】

偏頭痛発作の発現の頻度および / または重症度ならびにそれらの症状を低下させるために投与される請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 22】

偏頭痛の再発を減弱または消失させるために投与される請求項 1 ~ 17 のいずれかに記

載の配合物。

【請求項 2 3】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩の効果を改善するために、クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩を使用する配合物。

【請求項 2 4】

哺乳動物に、ある量のクエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびある量のゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩を投与される、上記哺乳動物における偏頭痛または関連症状を処置するための配合物。

【請求項 2 5】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は同時に、順次または別個に投与される請求項 2 4 記載の配合物。

【請求項 2 6】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的に投与され、ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的にまたは経鼻的に投与される請求項 2 0 ~ 2 4 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 2 7】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的に投与され、ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は経口的に投与される請求項 2 6 に記載の配合物。

【請求項 2 8】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は錠剤として投与され、ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は錠剤として投与される請求項 2 7 記載の配合物。

【請求項 2 9】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は急速溶融処方として投与される請求項 2 0 ~ 2 8 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 3 0】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は、制御、遅延または持続放出性の剤形で投与される請求項 2 0 ~ 2 8 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 3 1】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は約 0.5 ~ 1.5 mg の単位用量で投与され、クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は約 5 ~ 50 mg の単位用量で投与される請求項 2 0 ~ 3 0 のいずれかに記載の配合物。

【請求項 3 2】

ゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は 5 mg の単位用量で投与され、クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩は 25 mg の単位用量で投与される請求項 3 1 記載の配合物。

【請求項 3 3】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は同一の医薬組成物中に導入される請求項 1 ~ 1 6 のいずれかに記載の配合物の製造方法。

【請求項 3 4】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は異なる医薬組成物中に存在させる請求項 1 ~ 1 7 のいずれかに記載の配合物の製造方法。

【請求項 3 5】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩、ならびに場合により使用のための指示書および / またはラベリングからなるキット。

【請求項 3 6】

クエチアピンまたは医薬的に許容されるその塩およびゾルミトリプタンまたは医薬的に許容されるその塩は同時にまたは同時期に投与される請求項 3 5 記載のキット。